

欧米における文化財の修復士

- イタリアにおける「文化財修復士」資格を中心に -

大竹 秀実・二神 葉子

1. はじめに

文化財修復の職人的技術は、伝統的に徒弟制度の中で伝えられ培われてきた。だが今日、修復は科学的・人文学的研究の一分野となり、修復士に求められる能力も時代とともに変化している。保存修復分野の発展に伴い、ここ数十年で世界中に保存修復専門の学校や養成課程が創設され、多くの人材が輩出された。しかし新しい分野であることもあり、修復士の養成や資格制度に関する規定がなく、これらの学校の履修内容、就学期間は様々で、教育の質もレベルも不均一を呈する状態にある。したがって、各地で教育内容や資格の統制、充実をはかり、重要な文化財の修復に携わる修復士の能力を保証する必要性が生じている。このような現状に鑑み、「修復士」とは何をする者であるかという定義、その実務基準と倫理綱領とともに、これを遂行できる人材を養成するためのガイドラインが、いくつかの国際的団体により作成されている。以下、過去の修復士の歴史を概観し、欧米の保存修復教育に関する全般的な動きと、その中でも2000年の新しい法律により、この問題への対処へ一歩を進めたイタリアの例について述べる。なお本文では、美術工芸品の修復とその修復士について論じる。建造物に関しては、彩色など装飾部分の修復は含むが、構造や強度に関わる処置は除いて考えるものとする。

2. 19世紀以前

西洋では、絵画や彫刻などの美術品の修復はギリシャ・ローマ時代から行われてきたが、それらは「修復」を専門とする者ではなく、画家や彫刻家などにより行われた。重要な作品の修復が著名な芸術家に任されることもあれば、作品の売れない芸術家が生業のために修復に携わることもあった。また、時代の様式や思想・宗教に合わせて作品が改変されることも多く、現代の修復倫理にはそぐわない処置も行われた。一方で、以下の二つの逸話からは、昔から人々は優れた作品には尊厳を覚え、それに手を加えることには慎重であったことが窺えて興味深い。

プリニウスによると、ある無名の画家が、ネロ帝よりアペレスの《アフロディテ》の修復を命じられたとき、彼は自分の技量がアペレスの高さに及ばないことを直感して、この仕事を断ったという。また16世紀の美術史家ヴァザーリは、フレスコ画や絵画の修復に関して、「卓越した人間によって作られたものは、技量の劣る者に手を加えられるよりも、半ば損われたままの状態にいるほうがましである」と記している¹⁾。

17世紀には、古美術売買や上流階級による大コレクションの形成により、修復は一層盛んに行われるようになり、18世紀後半以降は、啓蒙主義を背景に技術的処置に新たな関心が引き起こされる。そしてロベール・ピコー、ゴドフロア、J. ルイ・アッカなど、板絵の絵具層をカンヴァスへ移し替える難しい技術（作品にとって必ずしも望ましい処置であるとは言えない）を持った「修復士」の名が現れる。

ただし、今日のような「修復士」という意味では、ヴェネツィアの公共絵画修復監督官ピエトロ・エドワーズの登場を待たねばなるまい。彼は1777年、検査官と修復士の義務一覧を作成

し、作品を傷める材料は使用しないこと、オリジナルには触れず加筆はしないことなどを記した。また彼は、修復工房を組織し詳細な修復報告書を残すと同時に、『*『絵画修復学校計画 (Progetto per una scuola di restauro delle pitture)』* (1819年) を著わしており、専門家の養成を修復の基本的な課題の一つと考えていたことが分かる。しかしながら彼の先駆的な考えが普遍性を得るには、それから先、約1世紀という年月を要した²⁾。

19世紀には、修復の手引書がドイツ語、フランス語、イタリア語などで出版され、ウフィッツィ美術館公認の修復士ウリッセ・フォルニとその後任のセッコ・スアルドにより同年の1866年に出版された2冊の手引書は、ウフィッツィにおける修復の研修のために使用された。セッコ・スアルドは、修復箇所は識別できないよう美しく絵画を修復したことで知られるが、彼が表わした修復士の原則は、オリジナルを尊重すること、創造的な画家であってはならないこと、そして化学の知識が必要であることなど、近代的な修復士への移行段階を示している³⁾。これに対し、*『絵画・彫刻の総監督官であったジョヴァンニ・パッティスタ・カヴァルカセッレは、作品の中に歴史的資料としての価値を見出し、欠損箇所は識別可能にすべきであることを主張した。これらの修復倫理に関する動きが、次世紀における保存修復の倫理綱領、実務基準、修復士養成のガイドラインへとつながってゆく。』*

3. 近現代の欧米における修復士の養成

19, 20世紀は、歴史的技法書・手稿に基づく古典技法の研究が進み、保存修復分野も科学技術発展の恩恵を受けた。1888年のベルリンの国立博物館を最も早い例として、各国に文化財に関する科学的、学術的研究および修復を行う機関が、美術館・博物館などに付設されたり、もしくは独立して創設されていった。これらには、1919年、大英博物館(ロンドン)、1925年、ルーヴル美術館(パリ)、1925年、ハーバード大学、フォッグ美術館(ケンブリッジ、マサチューセッツ)、1927年、ボストン美術館、1930年、メトロポリタン美術館(ニューヨーク)、1931年、ナショナル・ギャラリー(ロンドン)、1933年、コートールド・インスティテュート(ロンドン)、1939年、マックス・デルナー研究所(ミュンヘン)、1958年、ベルギー王立文化財研究所(ブリュッセル)などがある。

また1930年にローマ、1931年にアテネにおいて開催された2つの会議を契機に、修復士の適切な養成への関心が生まれ、文化財修復の専門家を養成する機関が現れ始めた。1933年にロンドン大学の考古学研究所に初めての養成コースが開設され、これに1937年の同大学のコートールド・インスティテュート、1935-37年のウィーンの美術アカデミーが続いた⁴⁾。

しかしながら依然として、一般的に修復士と芸術家との境界線は曖昧であり、贋作者と混同されることもあった。そして修復の技術は、徒弟制度の中で経験的に習得されるものであり、学校や専門課程などの教育プログラムなどは非常に少なかった。

1959年にローマに設立されたICCROM(文化財保存修復国際センター、International Centre for the Study of the Preservation and the Restoration of Cultural Property)は、国際的な文化財保存活動の一環として修復技術の研修を継続して行っている。初代副所長を務めたあと1971年から1977年まで所長であったポール・フィリッポは、1960年に以下のように考えていた⁵⁾。「修復士は単に手を動かす職人ではなく、科学や美術史・美術批評を理解して、その成果を実際の処置の中に具現化しなければならず、今の時代に求められる修復士の養成には、科学と人文学の理論的教育とインターンを含む修復の実践的教育の双方を必要とする。そして美術史家と自然科学者と修復士の三角形の均衡関係において、修復士の地位も美術史家、科学者と同様に認められなければならない」。これは現代にも通じる、修復士の理想的なあり方を示し

ている。

1960年代と1970年代には、大学レベルの、あるいは文化財関係の研究所に付設する形で多くの学校がつくられ、保存修復教育は大きな発展を見せた。1960年にニューヨーク大学、1962年にベルギーの王立文化財研究所、1964年に西ドイツのシュトゥットガルトの美術アカデミーに保存修復の養成コースが設立されたのをはじめ、続いて、ケンブリッジ、パリ、ドレスデン、コペンハーゲン、ベルン、チューリッヒ、ケルン、バルセロナ、マドリードなどにも設立された⁶⁾。

さて、修復士が伝統的に職人から発展してきたヨーロッパに対し、アメリカの方が近代的な「修復士」への移行を受け入れやすかったのかもしれない。最も早い修復士の実務基準（1963年）と倫理綱領（1967年）はともに、IIC（国際文化財保存学会、The International Institute for Conservation of Historic and Artistic Works）アメリカ支部によって採択されている。IICアメリカ支部は現在AIC（アメリカ文化財保存学会、American Institute for Conservation of Historic and Artistic Works）となり、実務基準と倫理綱領は1985年と1994年の2回にわたって改定されている⁷⁾。

1984年にコペンハーゲンで採択されたICOM-CC（国際博物館会議保存部会、The International Council of Museum, International Committee for Conservation）の修復士の職業の定義（The Conservator-Restorer. A Definition of the Profession）は、修復士の仕事として、修復処置はもちろんのこと、処置前の診断、保存計画の立案、修復材料と方法の選択、記録も含まれることを記し、これらを行うための適切な修復士養成が国際的に必要性とされていることを明確に示した。なお、「修復士」は原文では“Conservator-Restorer”となっている。これは同じ職業が、英語圏では“conservator”，ロマンス語圏およびゲルマン語圏では“restorer”と呼ばれているためであるとされる。

そして第1・2章の「多くの国において、修復士という職業はまだ定義されていない。養成の程度と深さに関係なく、保存や修復をする人は誰でもconservator，あるいはrestorerと呼ばれる。」という一節は、当時の状況を如実に表わしており、20年経過した現在も未だその問題は解決の途上にある。なお、第4章では修復士と芸術家との違いを強調し、第5章では、芸術、技術、科学において均整のとれた教育を受け、同文書の定める修復士の実務を適切に遂行できる修復士を養成するために必要な履修項目を挙げ、さらにインターンと学位論文の重要性に触れ、プログラムの修了は大学卒業の学位に準ずると述べる<資料1>。

E.C.C.O.（欧州修復士組織連合、European Confederation of Conservator-Restorer's Organizations）は、文化財の保存修復の発展と促進を目的として1991年10月に設立されたが、高水準の修復士の養成、研究、実践と職業規定の法的認知、それぞれの国あるいはヨーロッパにおける修復士という職業の認定なども目的としていた。E.C.C.O.は、1984年のICOMコペンハーゲンの定義を受けて、「職業に関するガイドライン」を発表した。これは3部から成り、第一部は職業の定義（1993年）、第二部は倫理綱領（1993年）、第三部は保存修復の教育における基本的必要条件（1994年）となっている。第三部の修復士の養成については、ICOMの定義と比較して、より詳細にあるべき教育の内容が記されている。第一部と第三部については、2002年3月に改定し新たに採択されている<資料2>⁸⁾。これは大筋でICOMコペンハーゲンの定義に則っているが、修復士となるには、大学卒業ではなく修士のレベルを必要とし、全日制で4年以上学ぶこと、実践的研修ではケース・スタディを行うこと、最終試験に合格しなければならないこと、プログラム終了後は、他分野との協力ができること、自主的な研究ができることなどが新たに加えられている。また理論的教育の中にも、文化財の展示と輸送、予防的保存、

法律、運営、健康と安全、コミュニケーション技能など、新たに盛り込まれた項目が見られる。

現在、修復士は、職人的性質から科学的・学術的な素養もそなえた研究者の性質を帯びた職種へ移行する段階にある。現代の修復士に多様な技能・知識が求められ、その習得に多くの努力と時間が費やされる一方、「建築士」や「医師」のような公的な資格である「修復士」の資格は、多くの国で存在しない。すなわち、法的には誰もが貴重な文化財を修復することができる状態にあり、修復士の社会的地位は概して低い。文化財の医師である修復士にも、公的な資格制度が望まれている。

また保存修復に対する社会の関心が高まり、様々な保存修復専門学校、課程が各地に創設されたが、コースによって就学期間にひらきがあり、教育のレベルや内容も様々である。けれども、それぞれの学校から同様の「保存修復」の修了証書が発行されるため、現状では制度的に彼らの能力を判定することは難しい。もし資格制度が導入されれば、一定の水準の技術と知識をもち、文化財の修復に携わるのに適正な能力のある修復士を選び分けることができる。以下、近年の法律で「文化財修復士」認定の条件を示したイタリアを例に取り上げたい。

4. イタリアの「文化財修復士」に関する規定

イタリアは、ローマの中央修復研究所所長であったチェーザレ・ブランディが1963年に著わした『修復の理論』⁹⁾が広く知られていることから分かるように、保存修復に関する倫理・哲学には造詣が深い国であり、ブランディの理論は今日における文化財の保存修復にも生かされている。そして1972年と1989年には、美術工芸品の修復に関する基本原則を示す「修復憲章」(Carta del Restauro)が表わされている。

現在のイタリアの文化財全般を規定する法律は、立法令1999年10月29日第490号、文化財及び環境財に関する立法規定の統一法典¹⁰⁾であり、文化財・文化活動省(Ministero per i Beni e le Attività Culturali)が文化財保護を管轄している。そして文化財の修復は、地域と文化財の種類により管轄の分かれた文化財保護局(Soprintendenza)によって監督される。

国立の修復機関としては、ローマに1939年に中央修復研究所(Istituto Centrale per il Restauro, ICR)、1940年に書籍中央修復研究所(Istituto Centrale per la Patologia del Libro, ICPL)、1963年に国立文書写真複製製本修復センター(Centro di Fotoriproduzione Legatoria e Restauro degli Archivi di Stato, CFLR)が設立されている。なお、1932年にウフィッツィ美術館に隣接する旧郵便局の敷地に創られたフィレンツェ文化財保護局の絵画修復室をはじめ、フィレンツェ市内の様々な修復部門を統合して1975年に創立されたフィレンツェの輝石加工所及び修復研究所(Opificio delle Pietre Dure e Laboratori di Restauro, OPD)は、1978年より学校を開設している。

現在活躍する中高年の修復士たちの就学年代には、修復を学ぶ専門の学校は極めて少なく、主に工房に弟子入りをして修復技術を学んだ。修復士を養成する専門的な課程は、まず最初に国立の学校から始まり、次いで修復士の需要が増えたために州や国際的機関も養成を始めた。これには、フリウリ・ヴェネツィア・ジュリア州のパスサリアーノ(1977年)、ロンバルディアのENAIPIによるポッティチーノ(プレッシャ)(1974年)、欧州経済共同体(EEC)と欧州社会基金(Fondo Sociale Europeo)によるアスコリ・ピチーノ(1984年)などが挙げられる他、ラヴェンナに国立のモザイク修復学校も設立された(1984年)¹¹⁾。これらの学校は国立機関と連携がとれており、教育内容も類似していた。

この国では、文化財の保存修復は、観光資源や雇用促進の観点から経済を活性化する潜在力と考えられている。1983年12月5日には、文化財省と州の間で協調議定書(Protocollo di

intesa Vernola-Mayer) が交わされ、文化財保存分野の活動と人材養成が、中央だけでなく地方にもさらに委任されることになった。無数の文化財を抱える国イタリアにとって、保存修復の担い手が増えることは有意義なことであったが、保存修復の教育の質を国中で均一に高く維持するため、修復士養成の統制を図り規定を設けることが切実な必要性として現れた。

1984年ICOMコペンハーゲンの定義に同調して、イタリアでも1988年、ローマ中央修復研究所のマーラ・ニンモは、修復士には技術・歴史・芸術・科学に関する特別な養成、大学卒業レベルのディプロマ、4年以上の全日制の就学、修了論文などが必要であること、さらに教師の育成が重要であることを唱えている¹²⁾。また、修復士の資格や養成に関する規定だけでなく、修復士やその会社の能力を示す仕組みも欠けているため、文化財専門修復士名簿(Albo professionale di restauratori)を作成する必要性が長い間訴えられてきたが、これは政治が不安定なことも手伝って実現されたことはない¹³⁾。

イタリアでは今まで、法的には誰もが学歴と経験に関係なく修復に携わることができた。修復士には、国や州で働く公務員(採用試験に合格しなければならない)と、個人営業としての修復士が存在する。今日でも個人の修復士として独立するには、「職人」などの業種で商工会議所に登録するが、現在はいわゆるメルロー二法(省令2000年8月3日第294号、省令2001年10月24日第420号により変更)により、立法令1999年10月29日第490号、文化財及び環境財に関する立法規定の統一法典によって保護される可動文化財と建造物装飾面の修復・維持活動に責任者として携わることのできる「文化財修復士」の規定が明らかになっている<資料3>¹⁴⁾。

省令第420号の第3条と第4条によると、修復士は学歴と経験によって、「文化財修復士(Restauratore di beni culturali)」と「文化財修復士補(Collaboratore restauratore di beni culturali)」の2つに分けられる。この2段階による分類は、大規模で数多い文化財と修復士を抱え、修復工程を計画し全体の指揮をとる修復士と、その指示に従う修復士の組み合わせにより作業の進められることの多いイタリアに独自の規定であると考えられる。第3条の1によると「文化財修復士」となるには、立法令1998年10月20日第368号第9条に挙げられる国立修復学校(ICR, OPD, ICPL)に4年間就学しディプロマを得ること、あるいは歴史的・芸術的遺産の保存修復専攻において大学を卒業することが求められる。この第1条件は満たさないが、法施行日において、第3条2のa, b, cのいずれかに該当し十分な学歴と経験をもつと看做される者は「文化財修復士」となる。すなわち、修復学校における就学期間が2年以上であるが4年に満たない場合は、その不足する期間の2倍の期間、文化財保護当局のもとで修復の実務についていなければならない(a)。学校を出ていない場合は、8年以上文化財保護当局のもとで修復の実務についていたことが条件となる(b)。修復学校に2年間以上通りディプロマを得た者、あるいは4年間文化財保護当局のもとで修復の実務についていた者のうち、2001年末までに採択される省令の定める方式により適性が認められるか教育課程を完了する者は「文化財修復士」と認められる(c)。しかしながら、この省令は出されていないようである。一方、第4条の「文化財修復士補」は、大学の保存修復技術専攻、国立美術学校(アカデミア)、国や州の修復学校を3年で修了した者、あるいは4年以上文化財保護当局のもとで修復の実務についていた者を指す。

修復学校の履修期間は年々長くなる傾向にあるが、私立修復学校が通常2年制であった時代は遠い昔ではない。2年制の修復学校を卒業した人は多く、近年は3年制のコースにより特定の私立修復学校で、州認定の修復士の資格が取得できる仕組みになっていた。また特に現在は、他国との学位や教育システムの互換性を高める改革が、イタリア全体において進められており、卒業に多年を要した大学には、より短期で卒業できるコースがつくられ、国立美術学校(アカ

デミア)は大学レベルに引き上げるなどの措置がとられている。大学の保存修復専攻は新しい学科であるため、履修期間は従来の他の学科に比べると比較的短いことが多い。

メルローニ法の導入に伴い、混乱と問題も生じている。たとえば、この法律では「文化財修復士」になるための就学期間を4年としているため、特に3年制のコースの修了者に州認定のディプロマを出していた学校、在籍中の学生や近年の卒業生は大いに困惑している。卒業生の資格が「文化財修復士補」となってしまうからである。

従来トスカナ州認定の修復士のディプロマを出していた2つのフィレンツェの私立修復学校、国際美術大学(Università Internazionale dell'Arte)及びパラッツォ・スピネリ芸術修復学院(Istituto per l'arte e il restauro, Palazzo Spinelli)に、筆者(大竹)が聞き取り調査を行ったところ、現在の対応としては、1978年の国法第845号が有効であるため、州レベルでは3年制の修了生は従来の「修復士」であり、しかし省令第420号の前では「文化財修復士補」であるとするという。パラッツォ・スピネリ校によると、この従来の修復士の資格は欧州連合国間でも有効である(欧州経済共同体法令89/48, 92/51, 319/94, 1999/42)。なお、この2つの学校に4年制のコースは開設されておらず、他の私立修復学校も同様の状況にあると推測される。よって今現在、「文化財修復士」となるには、非常に定員が少なく入学試験の難しい国立の修復学校に入るか、文化財関係の専攻で大学を卒業する以外に道はない。

さて、イタリアの公的機関で働く修復士は、組織の中で一定以上の地位には昇級できず、ヒエラルキーとしては美術史家などの下に位置してきた。このような修復士の地位を向上させるためにも、修復士の資格を大学卒業と同等としたことは良いが、修復学校の修了者と比較して、理論の授業が多く実技の教育の少ない大学の文化財保存専攻の卒業生にも、同じ「文化財修復士」の資格を与えることはあまり適切でないと思われる。

たとえば、修復を監督する各地方の文化財保護局の美術史家や考古学者などの大学卒業生は、実際に修復処置を行う修復士ではない。しかし、彼らが文化財の修復を監督する上で、様式や歴史だけの知識だけでなく、技法や材料、調査方法、修復材料・技法、記録など保存修復に関する実践的な知識を身につけることは非常に望ましいことであり、そのような人材の養成が必要とされる。けれども今回の省令第420号では、実際に修復する手腕をもった人材と文化財の保存修復に関する理論的知識をもった人材という異なる能力の保持者に対して、同一の資格を与えているように思われる。

けれども、イタリアには数々の私立修復学校や課程が設立され、中には入学試験もなく、授業料を納めて通学すれば誰でも修了できてしまう学校も存在するという現状を鑑みると、修復士のレベルを高く保ち統制を図るために、何らかの法制度は必要であった。

「文化財修復士」の資格認定に関してはまだ状況が流動的であり、たとえば、文化財修復の教育に関する規定の法案が2002年12月20日に閣議で採択され、国会の通過を待っている。これは国立の修復学校だけでなく、国の認める公立や私立の修復学校の役割を認め、修復士の資格を2段階に分けることに賛同する他、修復学校は5年制であること、最後に国家試験に相当する最終試験を行うこと、修復士のディプロマは大学卒業と同等であることなどを記している。メルローニ法は完全な解決とは認識されておらず、今後もまだ法律の改正が行われると考えられる。またイタリアの場合、各地に散在する修復学校に十分な数の優れた教師を供給するための教員育成や、中央の研究機関による研究や新たな技術を各地に伝える手段を確保することも、国内の修復と修復士の質の向上のために重要である。

5. まとめ

1984年ICOMコペンハーゲンの修復士の「職業の定義」と、1993 - 94年の「E.C.C.O職業に関するガイドライン」(2002年改定)は、欧米における理想的な修復士養成と資格のあり方を明文化している。つまり現代の修復士には、職人的手腕と感覚だけでなく、現代の修復倫理を理解し、科学技術を活用し、美術史家、科学者、その他の分野の人々と協力して修復活動を行う能力が必要とされている。そのため修復士の養成形態は、伝統的な徒弟制度から学校教育に移り変わり、科学、人文学、倫理などの理論と実践のバランスよい教育が目指されている。その素地の上に、大学レベルの内容の研究論文作成が課され、実地の実践経験としてインターンの重要性が謳われる。このような広範囲にわたる学問を修めるためには、カリキュラムが適切に計画されている必要がある。

筆者(大竹)の1996年から2002年にわたるフィレンツェ留学の経験の中で、イタリア外の他国の留学生とも交流をもつ機会を得たが、欧米では学校のカリキュラムの終了後、多くの卒業生にとって国内外の美術館や研究機関へのインターンを目指すのが通例となっている印象を受けた。また、アメリカの保存修復専攻の大学院に入るには、学部卒業と化学の単位の他に、ある程度の時間数の実務経験(アシスタント的な仕事でも可)が求められるのに対し、イタリアの国立修復学校は、高校を卒業した者であれば受験することが可能で、素描と補彩の実技試験と美術史の口頭審問を入学試験に課している。この入学条件の違いは、国と文化の相違を反映して興味深い。

イタリアでは修復士の資格は存在するが、修復学校はたとえ国立であっても、大学とはレベルを比較できない異種のもと認識されてきた。そして、国立の修復学校は定員が少なく入学が難しいため、割合的には多くの修復士が州立や私立の学校の修了生である。省令第420号は、同じ「修復士」の肩書きをもつが玉石混淆であった人材を、教育と経験により分類し、文化財の修復に主体的に携わることのできる修復士を限定するという点で有益であるが、この法制度の移り変わりに多くの修復士たちは戸惑っている。またこの法律では、大学卒業者にも「文化財修復士」の資格を与えており、修復という職業が専門性の高い学問として認められたとも言えるが、理論を中心に学んだ大学の卒業生が、実際の修復技術に長けた修復学校の卒業生と同じ「文化財修復士」の資格を与えられるという混乱が見られる。

修復士に求められる素養は、その国の文化や社会の仕組みによって項目の比重に多少違いがあるが、技術、芸術、科学の均衡のとれた適切な教育の統制を図り、課程の修了者には大学レベルの資格を与えることで、修復士の地位を向上させ、文化財の修復に関わる修復士を十分な養成を受けた者だけに選り分けようとする動きは共通している。文化遺産を歴史的、芸術的、科学的に多方面から考察し、その成果を、現代の修復倫理に基づき、特殊な技術を用いて実際の修復作業の中に具現化する「修復士」というこの新しく変化を遂げた職種の適切な位置付けが、現在、様々な国において取り組まれている段階であり、欧米の動きの中では「文化財修復士」の資格をいち早く導入したイタリアにもまだ課題が残る。

参考文献等

- 1) 森田恒之, 大竹秀実, 西村明子, 池田奈緒: 西洋における美術品修復の歴史(上)(Perusini, G.: Il restauro dei dipinti e delle sculture lignee, storia, teorie e tecniche, Udine, 1989, 第一章「修復の歴史」の前半部分(pp.17 - 31)の翻訳), 愛知県立芸術大学紀要, 32, 2004年3月出版予定
- 2) Schiessl, U.: The Development of the Profession and its Ethical Rules, The Restoration of Works of Art, Legal and Ethical Aspects, Studies in Art-Law, vol. 6, Centre du droit de l'art, Genève, pp.205 - 206 (1995); Conti, A.: Storia del Restauro, Milano (1973); Panza, P.: Antichità e restauro nell'Italia del settecento, Dal ripristino alla conservazione delle opere d'arte, Milano (1990)
- 3) 土屋裕子: スペインにおける絵画修復の実際 - 絵画修復の伝統技法と修復家教育法 -, 東京芸術大学大学院美術研究科保存修復技術油画専攻, 修士論文, pp.32 - 34 (1997); Secco Suardo, G.: L'arte del restauro, Il restauro dei dipinti nel sistema antico e moderno, Milano, ed. Hoepli (1988)
- 4) 前掲書 Schiessl, U., p.213
- 5) Philippot, P.: Reflection sur le problème de la formation des restaurateurs de peintures et de sculptures, Studies in Conservation, 5, 61 - 70 (1960)
- 6) 前掲書 Schiessl, U., p.215
- 7) AIC Code of Ethics and Guidelines for Practice; <http://aic.stanford.edu/pubs/ethics.html>; 三浦定俊: 世界の文化財倫理綱領の現状, 文化財保存修復学会第21回大会講演要旨集, pp.128 - 129 (1999)
- 8) E.C.C.O. Professional Guidelines; <http://palimpsest.stanford.edu/byorg/ecco/library/guidel.html>
- 9) Brandi, C.: Teoria del Restauro, Torino (1963)
- 10) Decreto legislativo 29 ottobre 1999, n.490, Testo unico delle disposizioni legislative in materia di beni culturali e ambientali, Gazzetta Ufficiale, 27 dicembre 1999, n. 302-Suppl. ord. n. 229; <http://www.aedon.mulino.it/archivio/2000/1/tu.htm>
- 11) Perusini, G.: La formazione professionale dei restauratori e degli addetti alla tutela dei beni culturali, Il restauro dei dipinti e delle sculture lignee, storia, teorie e tecniche, Udine, pp.116 - 121 (1989)
- 12) Nimmo, M., et.al.: La formazione professionale del restauratore, Arte-Documento, Milano 115 - 120 (1988); Istituto per i beni artistici, culturali e naturali della Regione Emilia-Romagna, Le professioni del restauro, formazione e competenze, Firenze (1992)
- 13) Cordaro, M., et.al.: Albo dei restauratori e delle imprese, Arte-Documento, Milano, 124 - 128 (1988)
- 14) Decreto del Ministero 24 ottobre 2001, n.420, Regolamento recante modificazioni e integrazioni al decreto del Ministro per i beni e le attività culturali 3 agosto 2000, n. 294, concernente l'individuazione dei requisiti di qualificazione dei soggetti esecutori dei lavori di restauro e manutenzione dei beni mobili e delle superfici decorate di beni architettonici. Gazzetta Ufficiale, 1 dicembre 2001, n.280
<http://gazzette.comune.jesi.an.it/2001/280/1.htm>
民岡順朗: 「修復士の法的位置付け」2002年7月9日
http://www.fromrome.gn.to/Beni_Culturali/Beni_culturali_HOME.htm

キーワード: 修復士 (conservator/restorer); 資格 (qualification); 養成 (training); 学校 (school)

<資料1>

修復士：職業の定義

1984年9月 コペンハーゲン

ICOM-CC (国際博物館会議保存部会)

保存修復の養成に関するワーキング・グループ

抜粋

4. 関連専門職との区別

- 4.1 修復士の専門的活動は、芸術家や工芸家のそれとは区別される。こうした区別の基本的基準は、修復士はその活動によって新しい文化的な物を創作しないという点である。もはや存在しないもの、または保存できないものを物理的に復元するのは、金物細工師、箔置き師、家具師、室内装飾師、およびその他の工芸・芸術職の領域である。しかしながら、彼らも修復士の研究成果と指導から、計り知れない恩恵を受けることができる。
- 4.2 歴史的および/または芸術的重要性を有する物への処置を芸術家、工芸家あるいは修復士が行うかについて勧告を出せるのは、十分な訓練と教養を受け、経験豊かで感受性の高い修復士のみである。このような修復士だけが、学芸員またはその他の専門家と協力して、作品を調査し、その状態を判断し、その物質的資料の重要性を評価する手段を備えている。

5. 修復士の研修と教育

- 5.1 上の職業特性および記述事項に従うためには、修復士は、均整のとれた一般教育に基づく、芸術的、技術的、科学的研修を受けなければならない。
- 5.2 体系的研究方法に従い、正確な調査を用いて結果を批判的に分析することによって、保存の問題を解決する能力を養うために、研修には感受性と手先の技能の育成、材料と技法に関する理論的知識の習得、および科学的方法論の厳密な基盤の形成が含まれるべきである。
- 5.3 理論の研修および教育には、下記の科目が含まれるべきである。
 - 芸術と文明の歴史
 - 調査と記録の方法
 - 技術と材料に関する知識
 - 保存の理論と倫理
 - 保存修復の歴史と技術
 - 劣化現象と保存方法に関する化学、生物学と物理学
- 5.4 インターンは、研修プログラムにおいて不可欠の部分であると理解されている。研修は、卒業論文、あるいは学位論文をもって終了し、そしてその完了は大学卒業の学位に準ずるものと認められる。
- 5.5 研修のあらゆる段階において、実習を最も重要視するべきであるが、技術的、科学的、歴史的、および美的要因に対する理解力を深め高めることの必要性を見失ってはならない。研修の最終目的は、その作業と記録が、保存だけでなく、処置を受ける物に関連する歴史的、芸術的事象のより深い理解にも役立てられるよう、極めて複雑な保存処置を思慮をもって実行し、それを徹底的に記録することのできる、完璧に均整のとれた専門家を育てることである。

<資料2>

E.C.C.O.職業に関するガイドライン(1) 職業

欧州修復士組織連合 (European Confederation of Conservator-Restorers Organizations, E.C.C.O.) により発起され、2002年3月1日、ブリュッセルにおける総会にて採択された。

抜粋

教育と研修

この職業の水準を維持するために、修復士の専門教育と研修は、大学の保存修復専攻の修士のレベル(あるいはこれに準ずると認められるもの)とする。研修については、「E.C.C.O.職業に関するガイドライン(3)」にて詳述する。

保存修復は、複雑で急速に発展している分野である。したがって、資格のある修復士は、常に新しい情報を取り入れ、確実に現行の倫理的考え方に一致した職務を遂行する、という職業上の責任を負っている。続く職業の発展については、「E.C.C.O.職業に関するガイドライン(2)」にて詳述する。

その他関連領域との区別

修復士は、その第一目的が文化遺産の保存であるという点において、関連する領域(たとえば、美術や工芸)とは異なり、新しい物を創造したり、物を機能という意味において維持し修理するということには相対する。

修復士は、保存修復における特定の教育により、その他の職業とは区別される。

E.C.C.O.職業に関するガイドライン(3) 保存修復の教育における基本的必要条件

欧州修復士組織連合 (European Confederation of Conservator-Restorers Organizations, E.C.C.O.) により発起され、2002年3月1日、ブリュッセルにおける総会にて採択された。

保存修復の教育における基本的目的

教育は、この職業の最も高い倫理水準を基盤とし、文化遺産の独自性とその美的、芸術的、資料的、環境的、歴史的、科学的、社会的または精神的価値を尊重することを目指す。教育を完了した後、卒業生は文化遺産の保存修復の分野において、より専門的な技術的、科学的、芸術的側面も含め、責任を持って働くことができなければならない。彼らは、文化遺産の保存に関わる他のあらゆる職業の人々と協力できなければならない。卒業生はまた、保存修復、歴史的技術や技法の分野において、自主的に研究が行えなければならない。教育においては、E.C.C.O.職業に関するガイドライン(1)が示す、その他すべての重要な能力の育成も目指される。

教育のレベル

資格のある修復士としてこの職業に入るには、最低でも修士のレベル(あるいはこれに準ずると認められるレベル)を要する。これは、大学(あるいはこれに準ずるレベル)で4年以上、保存修復を全日制で勉強することで達成され、適切に計画された実践的なインターンも行わなければならない。これは、

博士レベルの研究の可能性に結びつくものでなければならない。

理論的教育も実践的研修も非常に重要であり、良い均衡を保って計画されなければならない。最終試験に合格すると、候補者に学位あるいはディプロマが与えられる。そして、学習した専門が記されるべきである。

国の状況に応じて、専門において倫理的に有能に働く修復士の能力を確かめるために、実務状況を評価することも妥当であろう。

実践的研修

実践的研修では、教育目的に特に適すると思われるオリジナルの作品への処置が含まれなければならない。選ばれた作品は、技法調査、診断とそれに関する処置を含め、適切に記録されるケース・スタディのための材料を提供しなければならない。教育の初段階から、このようなケース・スタディは、学生に最も実践的な方法でそれぞれの作品を独特な事例であると理解させる。さらにケース・スタディは、保存修復の理論的、方法論的、倫理的なすべての側面を実践的研修に統合するための最善の可能性を与えてくれる。また文化遺産の物理的、歴史的、芸術的側面の理解をより深めるために、関連する材料の歴史的技法、技術と製作の工程を研究し実践することが奨められる。

理論的教育

理論的教育には、科学と人文学の均衡が不可欠である。理論の科目は保存修復分野の中の専攻によって決定され、以下を含まなければならない

- 保存修復の倫理原則
- 科学（例：化学，物理学，生物学，鉱物学，色彩理論）
- 人文学（例：歴史，古文書学，美術史，考古学，民族学，哲学）
- 材料と技法の歴史，技術，製作工程
- 分析と劣化現象の研究
- 文化財の展示と輸送
- 保存，予防的保存，修復の理論，方法と技術
- 物の複製を作る工程
- 記録方法
- 科学的調査方法
- 保存修復の歴史
 - 法律関係（例：職業的地位，文化遺産に関する法律，保険，経営と税に関する法律）
- 運営（コレクション，人員と資金）
 - 健康と安全（環境問題を含む）
 - コミュニケーション技能（情報学を含む）

<資料3>

省令2001年10月24日第420号

可動文化財および建造物装飾面の修復・維持作業を実行する者の資格の必要条件に関する文化財・文化活動省令2000年8月3日第294号変更と補足に関する規定

抜粋

第3条 文化財修復士

1. 共和国大統領令1999年12月21日第554号第224条および当規定において、文化財修復士とは、立法令1998年10月20日第368号第9条に挙げられる国立修復学校にて4年以上の履修期間のあるディプロマを取得した者、あるいは歴史的・芸術的遺産の保存修復の専攻において大学を卒業した者を指す。
2. さらに文化財修復士とは、当規定が施行される日付において以下の者を指す。
 - a) 履修期間が2年以上の国立あるいは州立の修復学校のディプロマを取得し、かつ文化財の修復活動を、文化財または(建造物)装飾面保護を監督する当局により証明される正規の業務として、独立して直接的に契約して、あるいは被雇用または修復処置の技術的責任を伴う継続的に契約した協力関係において、足りない修学期間の少なくとも2倍以上、最低でも2年間行った者。
 - b) 上記の文化財の修復活動を、独立して直接的に契約して、あるいは被雇用または修復処置の技術的責任を伴う継続的に契約した協力関係において、修復した文化財の保護を監督する当局により証明される正規の業務として、8年以上行った者。
 - c) 履修期間が2年以上の国立あるいは州立の修復学校のディプロマを取得した者、あるいは可動文化財あるいは(建造物)装飾面の修復活動を、保護当局により証明される正規の業務として、独立して直接的に契約して、あるいは被雇用または修復処置の技術的責任を伴う継続的に契約した協力関係において、少なくとも4年に相当する期間行った者。ただし、2001年12月31日までに採択される文化財・文化活動省の省令の定める方式に従って、適性が認められるか、教育課程が完了される場合とする。

第4条 文化財修復士補

1. 当規定の施行において、文化財修復士補とは以下を指す。
 - a) 文化財保存修復技術を専攻して3年制の大学を卒業した者、あるいは国立美術学校で3年以上修復を履修しディプロマを取得した者。
 - b) 3年以上、国立あるいは州立の修復学校に就学しディプロマを取得した者。
2. 文化財修復士補とは、さらに当規定の施行日において、4年以上歴史的・芸術的・考古学的価値を有する可動文化財や文化財建造物の装飾面の修復業務に携わった者を指す。それは独立して行ってもよい。ただしその活動は、雇用者の証明により明示されるか、共和国大統領令2000年12月28日第445号に従って、当該文化財保護当局の修復処置評価を添付し当事者自らによって証明されなければならない。

Training for a Conservator-Restorer in Western Countries

- Qualification of “ Restorer of Cultural Properties ” in Italy -

Hidemi OTAKE and Yoko FUTAGAMI

Traditionally , the restoration technique for cultural properties was taught and transmitted from a master to his pupils in apprenticeship . But today restoration has entered the field of scientific and humanistic research , and various abilities are required for a conservator-restorer . With the development of conservation/restoration , many schools and courses have been established all over the world .

However , for a long period there has been no regulation on the qualification and training for a conservator-restorer . So the quality of a diploma in restoration is quite different from case to case . Yet if one graduates from a restoration program , he/she is equally called a conservator-restorer .

In order to assure the high expertise of the conservator-restorer who works on cultural properties , and at the same time to raise his/her social status , which was previously just that of an artisan , it become necessary to provide unity to the education system and introduce qualifications of a conservator-restorer .

In the past decades , in addition to the definition of a conservator-restorer , standards of practice and code of ethics , as well as professional guidelines on requirements for education in conservation/restoration , have been drawn up by some international organizations on conservation . “ The Conservator-Restorer . A Definition of the Profession ” of ICOM-CC (1984) and “ The Professional Guidelines ” of E.C.C.O. (1993 - 94 , 2002) are important documents which show the definition of the conservator-restorer and his/her task , recalling the difference from that of artists , and explain the ideal education of conservation/restoration , in which theories of science , art and humanistic studies should be well balanced with the practice of restoration accompanied by internship . Both documents insist that the diploma of a conservator-restorer from school should be recognized as that of university level .

In Italy , a new law which prescribes the prerequisites for the qualification of a restorer was established in 2000 and revised in 2001 . According to education and experience , restorers are classified into two categories: “ restorer of cultural properties ” and “ restorer collaborator . ” This law is effective in distinguishing highly trained restorers among restorers with various educational background for the restoration of the cultural properties . But in the transitional phase of the legal system , some more improvement is needed for the qualification and training of a restorer .